

【教員用】

横浜国立大学
対面授業における感染防止ガイドライン
(教員用)

Ver. 2

令和3年11月1日版

注：濃厚接触した場合の出席停止期間を14日間から10日間へ変更しました。(R4.1.21)

注：濃厚接触した場合の出席停止期間を10日間から7日間へ変更しました。(R4.1.31)

はじめに

新型コロナウイルス感染状況は、国内で初めて感染が確認されて2年目となった現在でも、首都圏では感染者数が多い状況が続いています。横浜国立大学では、危機管理警戒本部を設置し、新型コロナウイルス情報を一元的に集約して、感染防止策を全学一体となって進めてきました。また、「新型コロナウイルス感染防止に対する横浜国立大学の行動指針」を策定し、学生並びに教職員に対して行動指針に沿った行動をお願いしてきました。

令和2年12月には、令和3年度の授業実施方針（可能な限りの対面授業を実施）を決定しましたが、令和3年度春学期に引き続き秋学期においても、基本感染予防対策の徹底、外出抑制など多くの努力がされているものの、感染拡大が抑えられるかはまだ不確かです。このような状況下において、令和3年11月から再開される対面授業を中心とした大学生活をより安心・安全に過ごすために、「対面授業における感染防止ガイドライン」『学生版』と『教員版』を一部改訂し、学生や教職員の皆さんの十分協力を得られるという前提で、対面授業を実施していくこととします。

つきましては、本ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意してください。また、本ガイドラインのほか、各学部、大学院や各施設が独自に定める指針等がある場合は、そちらも十分に確認するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症について

1. 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。感染すると、多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがあり、初期症状はインフルエンザ感冒に似た症状を引き起こしますが、無症状といった例もあります。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

2. 新型コロナウイルスはどのようにして感染するのでしょうか

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。ですが、先に説明しましたとおり、手指に触れただけでは感染しないといわれています。

【教員用】

「飛沫感染」とは、感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。

「接触感染」とは、感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口、鼻、目を触ることにより粘膜から感染することを言います。

つまり、ウイルスを口や鼻に入れないことが感染防止のために重要です。

そのため、基本の感染防止対策には、次の目的があります。

- ・マスクの着用⇒ 飛沫を飛ばさない。ウイルスを口や鼻に入れない。
- ・距離の確保 ⇒感染者の飛沫が顔に届かないようにする。
- ・手洗いの徹底⇒顔に触れる前に、手に付いたウイルスを洗い流す。

3. 症状がない感染者から感染しますか

新型コロナウイルスの特徴の一つに、発症前も含めて、発症前後の感染力が最も高いとの報告がされています。つまり、症状が現れていないにも関わらず、感染が広がる恐れがあります。

したがって、周りの人が感染しているかもしれないという前提で人と人との距離をとること、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけるとともに、地域における状況も踏まえて、予防に取り組んでください。

(厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」を参考に作成)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

本ガイドラインにおける基礎疾患、高齢者、妊婦について

本ガイドラインの「基礎疾患」は①～⑦となります。

- ① 呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患：COPD 等）
- ② 慢性腎臓病
- ③ 糖尿病
- ④ 心血管疾患、心不全
- ⑤ 高血圧
- ⑥ 免疫機能低下（免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）
- ⑦ 肥満（BMI30 以上）

- ・高齢者
- ・妊婦

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



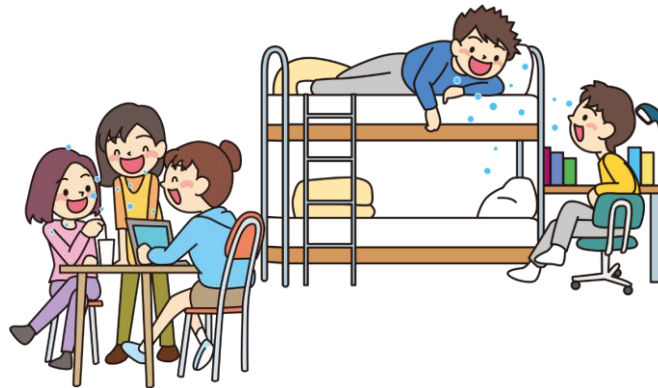
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



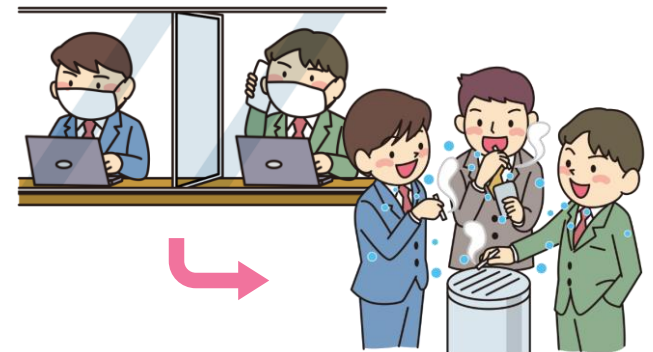
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



1 基本事項

(I) マスク、手洗い、消毒

- ☑マスク（不織布マスク）着用は必須です。マスクは各自で準備（予備も持参）し、鼻から顎まで隠れるよう正しく着用してください。
- ☑夏季の気温・湿度が高い中でのマスクの着用時は、こまめに水分補給をこころがけるなど、熱中症予防にも留意してください。
- ☑マスクを外しての会話は、行わないでください。
- ☑手洗いを頻繁にしてください。
- ☑教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。
- ☑せき、くしゃみをする際は、マスクやハンカチや袖、肘の内側などを使って、口や鼻を確実におさえてください。

(II) 検温、健康管理

- ☑通勤前に自宅で毎日、検温をしてください。
- ☑健康状況を確認するとともに、その日の検温や行動を各自で記録してください。
- ☑記録は記載後、1ヶ月間は各自で保管してください。
- ☑体調不良の場合は、キャンパスへの入構を禁止します。詳細は、「7. 感染発症（疑い含む）の場合の対応について」を参照してください。

(III) 人との距離

- ☑他者との距離は、約2メートル（最低1メートル）を確保するようにしてください。
- ☑会話をする際は必ずマスク（不織布マスク）を着用し、真正面を避け、飛沫がかからないよう工夫してください。
- ☑教室における座席は、密を避け、必要な収容人数の間隔を確保しています。学生の発言が少ない一方向講義形式の授業では、左右を1席空けた試験定員（収容定員の約2/3以下）で、一方、学生の発言を求める授業では、前後左右を1席空けた市松模様（収容定員の約1/2以下）に座席を配置するなどが考えられます。
- ☑エレベーターやトイレなど、人との距離が十分に確保できない、狭い空間での会話は、行わないでください。

(IV) 感染者が学内に登校していたときの本学の行動調査の方針

☑令和3年1月8日付けで神奈川県の方針が、原則として大学に対しては感染者の接触者調査をせず、感染者と接触した者は自己健康観察（適宜自治体コールセンター相談）とする旨の発表がありました。本学ではこれを受け、感染者がどのように過ごしていたかなど『行動調査』を実施し、以下の3類型に分けて、対応をします。

- ① 自宅待機要請者：感染者と会話しながら食事をともにした者、またはマスクなしで接触（1メートル以内）した者、それらに準じる者をハイリスクの者として扱い、**2週間7日間**の自宅待機要請、不調時には速やかに自治体コールセンターに相談することを要請。
- ② 健康観察要請者：学内で感染者の動線エリア内において、食事をともにしたが会話をしていない者、あるいは、マスクをして同席した者などは、自宅待機は要請せず、**2週間7日間**の自己健康観察及び1人であるとき以外はマスクの着用を要請。
- ③ 学内で感染者の動線エリア内にいたが、マスクを着用し、1メートル以内での接触のなかったと考えられる者は、特段の要請はしない。

(V) 日常の健康管理と基本的な感染予防対策

- ☑自分自身が感染するリスクを最小限に抑えるための行動を是非取ってください。さらに重要なことは、特に若者は不顕性感染（感染はしているが症状が出ない）の場合もあり、自分自身がスプレッダー（感染源）となって、他者に感染させる可能性も十分に自覚してください。
- ☑居住地域を越えての移動は感染リスクが高まるのと同時に感染を広げることにつながりかねません。さらに居住地域を越えて感染した場合は、感染源を特定することが困難となるので、通勤などの場合を除いて居住地域を越えての移動は慎重に判断してください。
- ☑規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントには、できるだけ行かないようにしてください。
- ☑感染予防のためには、インフルエンザに対する予防法と同様に、十分な睡眠と栄養で体調を整え、マスクの正しい着用や石鹸を使ったこまめな手洗い・手指消毒を行ってください。また、体調に不安がある場合は、保健管理センターに電話で相談してください。
- ☑屋外でも、飛沫による感染リスクが確認されています。屋外でも人と接するときはマスクを着用してください。高温や多湿といった環境下では、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるので、屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、マスクをはずすことはできます。
- ☑昼食など食事の際には、屋内外を問わず、いわゆる黙食が原則です。食堂で順

【教員用】

番を待つ際には、十分な距離を取りつつ、会話は控えてください。

- ☑屋外での飲食は密閉されていないため感染リスクが低いと考えている方がいますが、マスク無し会食による感染リスクは、屋外でも高いとされています。屋外で食事する場合であっても、屋内と同様な感染防止対策を行ってください。また、いわゆる路上飲み（路上などでの飲酒）は、大声で話すことより飛沫が飛びやすくなるなど、感染リスクがさらに高くなるので、やめてください。
- ☑ワクチンを接種した方は、発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを接種した方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。ついては、ワクチン接種した方も、引き続き、感染予防対策を継続してください。
- ☑デルタ株の感染力は従来株と比べて約2倍とされています。わずかなマスク無し会話で感染する可能性があることを意識し、屋外であってもマスク無し会話は行わないでください。

2 授業

(I) 対面授業実施にあたっての留意事項

- ☑通勤の移動にも、マスクを着用し、距離が確保できないときは会話を控え、混雑が予想される時間帯を出来るだけ避けるよう努めてください。
- ☑感染防止対策を講じて学内の安心・安全な環境を整えた上で、学部の授業については、可能な限り対面授業を実施します。
- ☑令和3年度春学期に引き続き秋学期についても、入国できない留学生や、基礎疾患（同居家族も含む）を有している学生、高齢者、妊婦、対面授業に心理的な不安（同居家族も含む）が強くある学生等には、個々の事情に可能な限り配慮が必要となります。また、学内で感染者が発生した場合や地域の感染拡大状況が悪化した場合などは、対面授業の実施を中止して、遠隔授業に切り替える可能性があることから、対面授業を実施する科目であっても、遠隔授業に変更できるよう準備が必要となります。
- ☑遠隔授業を実施する場合は、同じ日に行われる対面授業との混在を考慮して完全オンデマンド型を推奨するが、大学院においては、教育効果等を踏まえて研究科・学府・学環で授業方法を判断しています。
- ☑実験、実習、実技、演習科目は、対面授業で実施することを原則としています。
- ☑全学教育科目（健康スポーツ科目を除く）は、遠隔授業を原則としてますが、一部、対面授業があります。
- ☑実験、実習、実技、演習科目などでは、複数人で共有する物品（道具、器機等）の清拭消毒をするなど、必要に応じて学生に指示してください。
- ☑学外での実習、フィールドワーク、インターンシップ等に参加する場合は、利用施設等が定める感染防止策に従ってください。
- ☑大学院については、教育効果等を踏まえて、研究科・学府・学環で授業方法を判断することが可能です。
- ☑オンデマンド型遠隔授業の科目であってもターム試験・学期末試験を対面で実施できるが、実施にあたっては、教室の確保や時間割の重複確認など、登校できない学生への配慮が必要となります。
- ☑新型コロナウイルスに感染した場合等の授業欠席扱いについて、令和3年度春学期に引き続き秋学期についても、以下の①～④の場合、授業を欠席しなかったものとして扱います。
 - ① 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合
 - ② 学生本人が濃厚接触者と特定された場合
 - ③ 学生本人が体調不良（6のⅢ、6のⅣのケース）の場合
 - ④ 大学より感染防止拡大の観点から自宅待機を要請された場合
- ☑新型コロナウイルス ワクチン接種の授業等欠席扱いについて、学生がワクチン接種当日と翌日に欠席する必要がある場合、学生が手続きをとることにより、授業等を欠席しなかったこととして扱います。また、翌々日以降も欠席する必

【教員用】

要がある場合は、所属学務担当係へ確認してください

- ☑令和3年度春学期に引き続き秋学期についても、基礎疾患、高齢者、妊婦である教員のうち、感染による重症化リスクを懸念する者については、各部局等で検討のうえ、遠隔講義の有効活用を図ることができるものとします。

① 基礎疾患、高齢者、妊婦である教員

② 基礎疾患、高齢者、妊婦である者と同居している者

また、教員本人が対面授業に参加することに心理的な不安がある者や、同居家族の心理的な不安から対面授業を止められている者についても、上記に準じて配慮できるものとします。

(II) 教室の利用

- ☑教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。(再掲)
- ☑教室における座席は、密を避け、必要な収容人数の間隔を確保しています。学生の発言が少ない一方向講義形式の授業では、左右を1席空けた試験定員(収容定員の約2/3以下)で、一方、学生の発言を求める授業では、前後左右を1席空けた市松模様(収容定員の約1/2以下)に座席を配置するなどが考えられます。(再掲)
- ☑教室での着席をスムーズにするため、一方向講義型の授業では机に「赤色」シール、対話形式型授業では机に「緑色」シールで学生の着席可能場所を示している場合があります。また、色シール以外にも、教室により授業形式を固定して着席場所を指定している場合や、教室内に拡大した座席表を貼り着席場所を指定している場合があります。
- ☑実験室等の収容定員が設定されていない部屋は換気能力や距離を1メートル確保するという観点から、履修人数を決定してください。授業中にやむを得ず1メートル以内に接近する場合は、マスクの正しい着用、大声を出さない等の感染防止対策を徹底した上で実施してください。
- ☑机等の消毒が可能となるよう、入口に消毒液があります。また、ドアノブ、照明スイッチ、手すり、机など複数の人の手が触れる箇所は、最低1日1回清掃を実施していますが、完全消毒はできませんので、手洗いや手指消毒を励行してください。
- ☑いままでマイクが無かった小規模教室でも、携帯用アンプによる有線マイクを一定数準備しています。必要に応じて、使用してください。なお、マイクを使う前に、マイクを消毒してください。
- ☑教室の教卓に透明の遮蔽板を設置します。対面授業に出席する学生との間は2メートル確保できない場合は、遮蔽板越しに授業を実施してください。なお、その場合でも、マスクは着用してください。

【教員用】

- ☑授業を開始する際は、学生に対してマスクを正しく着用するよう指示してください（全員の着用確認までは求めませんが、正しく着用していない学生を見つけた場合は、正しく着用するよう促してください）。
- ☑授業では机に貼ってあるQRコードの入力は必要ありません。学生が教室で食事をする場合などに入力をしてもらう予定です。
- ☑換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）2方向の窓を同時に開けて行ってください。
 - ① 常時換気の方法（自然換気）

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側や窓側を対角にあけることにより、効率的に換気が可能。なお、窓を開ける幅は、10センチから20センチ程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓を開けることも必要である。
 - ② 常時換気が困難の場合
常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。
- ☑講義棟の教室は、厚生労働省が定める、1時間1人あたり30立方メートルの換気ができるように設備を改修し、十分な換気能力を確保しています。
- ☑換気扇の音が大きく授業に支障がある場合は、換気扇を止めることはできますが、その場合は、ドアと窓を開けて常時換気を行ってください。また、止めた換気扇は、授業終了後は、スイッチを入れてください。
- ☑PC教室は、消毒液を出入口付近に設置します。利用者は各自で手指の消毒の徹底をしてください。

（Ⅲ）体育館、グラウンドの利用

- ☑発熱、体調不良の症状がある者は参加できません。
- ☑活動前、活動中、活動後の手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ☑運動を行っていないときは、マスクを着用してください。
- ☑体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染防止のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施します。
- ☑体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、扉、窓を開放し換気を行います。
- ☑使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわさないでください。
- ☑授業中の不要な私語や大声での会話，身体接触，飲み物・タオル等の共有，唾や痰を吐くこと，共用器具を触れた手で顔を触れることは避けてください。
- ☑更衣にあたっては、「三密」を防ぎ、会話は最小限に留めてください。
- ☑更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めてください。
- ☑入り口に貼ってあるQRコードから、情報を入力（職員番号や滞在していた時

【教員用】

間帯など) してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に
入力してください。

3 食堂、昼食

- ☑ 食事の前後は、手洗い、又は、手指の消毒を徹底してください。
- ☑ 食事中は会話を控え、食事中以外はマスクを着用してください。
- ☑ 食堂では食事を終え次第、速やかに食堂から退室してください。
- ☑ 列に並ぶ際は間隔をあけてください。混雑時には、食堂の入場を制限する場合があります。
- ☑ 現金の受け渡しの代わりに、できる限りキャッシュレス決済を利用してください。
- ☑ 発熱、体調不良の場合の食堂は利用できません。
- ☑ 混雑ピーク時（12：00-13：00）の食堂利用は、学生の食堂利用を優先させるために、混雑ピーク時間帯を避けて利用するよう、ご協力ください。
- ☑ 入り口に貼ってある QR コードから、情報を入力（職員番号や滞在していた時間帯など）してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に
入力してください。

4 図書館

- ☑ 館内では、付近に人がいなくても、マスクを正しくつけてください。
- ☑ 入館時や自動貸出機を使用する際に、手指の消毒を行ってください。
- ☑ 閲覧席やオンライン授業専用席は密を避け、隣の席との間隔を最低 1 メートル以上確保しています。
- ☑ 閲覧席や OPAC、コピー機は、定期的に消毒を実施していますが、故障の原因になることから、一部の機器類は消毒不可となっています。使用前後に消毒や手洗いをしてご利用ください。
- ☑ 図書館ポータルサービス My Library から、来館せずに貸出中図書の延長の手続きなどが行えます。ご活用ください。
<https://opac.lib.ynu.ac.jp/portal/>
- ☑ 貸出可能な図書について、借りる予定がないものに触れることはお控えください。
- ☑ 利用者が自由に使える図書消毒機を用意します。
- ☑ 熱中症予防・喉の乾燥防止のため、館内での水分補給を許可します。持ち込む際は、必ず密閉できる容器に入れてきてください。本棚や踏み台等を触った後は、飲み物を飲む前に手洗いや消毒をしてください。
- ☑ 最新の情報は図書館ウェブサイトよりご確認ください。

【教員用】

<https://www.lib.ynu.ac.jp/>

- ☑机に貼ってある QR コードから、着席した位置の情報等を入力（職員番号や滞在していた時間帯など）してください。大学内での感染拡大を防止するために、着席した毎に入力してください。

5 その他

(I) 会食等

- ☑新型コロナウイルス感染が収束するまでは、飲み会、会話の伴う会食等は控えてください。

6 感染発症（疑い含む）の場合の対応について

（Ⅰ）感染

- ☑新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は、その診断結果を保健管理センター（045-335-1518、平日9：00－17：00）に電話で連絡してください。この場合は本学就業規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は治癒するまでとなります。なお、出勤の再開にあたっては、治療ないし療養を終えたことを保健管理センターに報告してください。

（Ⅱ）濃厚接触

- ☑新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触したと特定された教職員は、その結果を保健管理センター（045-335-1518、平日9：00－17：00）に電話で連絡してください。この場合は本学就業規則等により自宅待機とし、自宅待機の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して **410 7** 日間とします。

（Ⅲ）Ⅰ、Ⅱ以外の強い体調不良

- ☑息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、最寄りの「自治体コールセンター」に電話相談して指示を受けるか、PCR検査のできる発熱外来等を設置している医療機関に相談してください。また、医療機関を受診する場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、事前に当該医療機関に連絡した上で速やかに受診してください。そして、医療機関を受診した結果を保健管理センターに伝えてください。これらの症状があった場合には、本学就業規則等により、自宅待機とします。自宅待機の期間は、症状が消失した日から起算して3日間を経過するまでとします。

（Ⅳ）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ以外の軽度の体調不良

- ☑Ⅰ～Ⅲに該当せず、風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養が原則となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針(ver. 3.1)

- ・各段階および各行動指針は目安であり、感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断して決定する。
- ・海外渡航等に関しては、関係省庁からの通知等に従う。

令和3年3月4日

段階	教育活動	研究活動	学内会議	事務体制	入構・行事等	附属学校
0 (通常)	・通常通り。 ・オンライン授業の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン活動の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン会議の可能性を探る。	・通常通り。 ・オンライン業務の可能性を探る。	通常通り。	・通常通り。 ・オンライン教育活動（授業を含む）の可能性を探る。
1	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン授業の可能性を探る。 ・課外活動については、感染拡大防止に留意し、実施可能。 【臨地調査について】海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2の地域では原則禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針及び感染拡大防止対策等に留意して実施。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン活動の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン会議の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。 ・オンライン業務の可能性を探る。	・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。	<共通事項> ・基本的な感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じて給食時の会食形式を停止する。 <教育研究活動> ・オンラインによる教育活動の可能性を探り、状況に応じて体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）も活用する。 ・課外活動等の諸活動は、全て文科省のガイドラインに従って実施。 ・研究発表会は、対面での参加は講師・指導助言者等少人数にとどめ、オンラインでの開催の可能性を探る。
1.5	・教育上の必要性に応じて、感染拡大防止策を講じた上で対面授業を実施可能（いつでもオンライン授業に切り替えられる準備をしておく）。 ・オンライン授業も効果的に活用。 ・課外活動については、本学が指定する計画書等を提出した活動のみ実施可能。 【臨地調査について】海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2以上の地域では禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針等に基づく。実施に際しては、感染拡大防止策を最大限講じ、届け出たうえで部局長が判断する。	・感染拡大防止対策を講じ、短時間、分散化などにより実施。	・感染拡大防止対策を講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議の推奨。	・感染拡大防止に留意し、出勤上の配慮も検討。 ・感染拡大防止対策を講じ、窓口業務を実施。	・感染拡大防止に留意し、入構可能。 ・行事等は、学生にかかわるものを優先し、感染拡大防止対策等を確認の上実施を判断。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・オンライン方式を推奨。 ・施設の学外貸出は感染拡大防止対策等を確認の上実施を判断。	<行事等> ・入学式・卒業式は、短時間化や保護者の出席人数の制限をするなど適切な工夫をして実施を判断。 ・運動会・体育大会・授業参観等は、短時間、分散化等とともに、保護者の入れ替え等の工夫を行って実施を判断。 ・宿泊を伴う行事等は、文科省のガイドラインに従い、旅行者をはじめとした関係者等と協力し最大限の感染防止対策を講じた上で、保護者への説明と同意に基づき実施を判断。 <学校運営> ・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。 ・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間、分散化などにより実施。 <教育実習・学校実習>
2	・オンライン授業を原則とする。 ・感染拡大防止対策を最大限講じ、卒業・修了等に必須な授業等のみを短時間、分散化などにより実施可能。 ・課外活動については、計画書等を提出し許可された活動のみ実施可能。 【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間、分散化などにより実施。 ・共同研究はオンラインを推奨。	・感染拡大防止対策を最大限講じ、議題の精選、短時間での実施。 ・オンライン会議の推奨。	・時差出勤等、出勤上の配慮を実施。 ・窓口業務の制限を実施。 ・特に必要性が認められる業務については、感染拡大防止対策を最大限講じ、窓口業務を実施。	・学生、学外者の入構制限を実施。 ・行事等は、学生の卒業・修了等に必須なものを優先し、他はオンライン方式を原則とする。 ・対面による行事等は、短時間、分散化などの感染拡大防止対策を最大限講じ、対策等を確認の上、実施を判断。 ・会食を伴う行事等は禁止 ・施設の学外貸出は延期又は中止。	・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や学校長の指示に従う。（例：小学校実習を3週間に短縮する等）
3	・オンライン授業のみ実施。 ・課外活動については、全面中止。 【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・実験装置等の維持に必要な最低限の活動以外は、原則中止。	・オンライン会議を原則とする。	・出勤職員の制限。 ・窓口業務は原則中止。	・学生、学外者は入構禁止を原則とする。ただし、大学院生は、実験装置等の維持に必要な最低限の入構は申請の上、入構。 ・教職員は業務の分担等により入構。 ・行事等は、延期又は中止。可能な場合はオンライン方式で実施。 ・施設の学外貸出は延期又は中止。	<共通事項> ・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間授業、時差登校、分散登校などを実施。 <教育研究活動> ・PCを活用し、体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）を中心に実施。 ・行事、その他諸活動は、延期又は中止。入学式・卒業式等は、短時間・分散化かつ最低限の人数での実施を検討。 <学校運営> ・職員会議等は、原則としてオンラインで実施。保護者会は、延期または中止。 <教育実習等> ・実習生に対してオンラインでの指導等を検討
4	・段階3と同じ（学内からのオンライン授業は禁止）。 【臨地調査について】学外での臨地調査は原則禁止	・院生の学内での研究活動は全て中止。 ・教員は段階3と同じ。	・オンライン会議のみ実施。	・事業継続の観点から必須の業務のみ必要最小限の人員が交替で実施。	・学生、学外者は入構禁止。 ・行事等及び施設の学外貸出は禁止。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構。	・文科省のガイドラインに従って臨時休業（児童生徒の登校中止）。 ・オンライン教育活動（授業等）の実施。 ・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構。

(I - ①) 感染者となった場合

感染者となった教職員

- ・感染者となった通知を受ける（速やかに保健管理センターに第一報）
- ・治癒するまで自宅待機



保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は、診断結果を電話で連絡。



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応

(I - ②) 感染者となった後の出勤再開

治癒した教職員

- ・自宅待機期間は治癒するまで



保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・治癒ないし療養を終えたことを電話で連絡。



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有

(Ⅱ-①) 濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった教職員

- ・濃厚感染者と特定される（速やかに保健管理センターに第一報）
- ・最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 1410 7 日間の出勤停止（体調は毎日確認・記録）
- ・保健所等の指示に従い PCR 検査等の実施
- ・PCR 検査結果で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行



保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したと特定された教職員は、結果を電話で連絡。



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応

(Ⅱ-②) 濃厚接触者となった後の出勤再開

最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 1410 7 日間経った教職員

- ・最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 1410 7 日間は出勤停止



保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・出勤停止期間の最終日となった教職員は、電話で連絡。



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有

(Ⅲ-①) 体調不良となった場合

強度な体調不良となった教職員

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
- ・発熱や咳など比較的軽い症状が続く（4日以上続く場合は必ず）
- ・出勤停止



最寄りの「自治体コールセンター」

- ・自治体の Web ページで電話番号を確認
(例) 横浜市 045-550-5530
(24 時間対応)

又は

PCR 検査のできる発熱外来等を設置している医療機関

- ・医療機関に相談



保健管理センターへ連絡

045-335-1518

平日 9:00-17:00

- ・医療機関の受診結果を連絡



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有し対応
- ・PCR 検査結果で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行

軽度な体調不良となった教職員

- ・強度な体調の症状以外の軽度の体調不良
- ・自宅での安静・療養が原則



所属部局

- ・本人から所属部局総務担当係へ連絡を入れる

(Ⅲ-②) 体調不良となった後の出勤再開

強度な体調不良であった教職員

- ・出勤停止の期間は、症状が消失した日から起算して3日間を経過するまで



保健管理センターへ連絡

045-335-1518

平日 9:00-17:00

- ・出勤停止期間の最終日となった教職員は、電話で連絡。



危機管理警戒本部、所属部局

- ・危機管理警戒本部と所属部局で連携し、情報を共有

軽度な体調不良であった教職員

- ・症状が消失



所属部局

- ・本人から所属部局の総務担当係へ連絡を入れる